

京都市立病院整備運営事業

「要求水準書1 考え方及び全体マネジメント業務」に関する質問回答

No	ページ	該当箇所								別紙	タイトル	質問	回答
		本文											
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	図表				
1	2	1	1								用語の定義(改修)について	「…その部分の用途の変要求する水準の…」とありますが「変要求」は誤植でしょうか？	誤植ですので、「…その部分の用途の要求する水準の…」に訂正します。
2	3	1	1								用語の定義(渉外情報管理)について	「…病院の求めに応じて種類を提示する。」とありますが、「種類」は書類の誤植でしょうか？	誤植ですので、「書類」に訂正します。
3	7	1	2	2	カ						隣接機関との連携	「京都こころの健康増進センター、京都市衛生公害研究所、京都市立看護短期大学などと連携し、」とありますが、どのような連携内容なのでしょうか。ご教示ください。	京都こころの健康増進センターは、こころの健康についての相談や援助、精神疾患による障害のある人の社会参加の促進などに取り組んでおります。専門外来(思春期外来、アルコール外来)での診療を行っており、京都市立病院からの紹介患者を受け入れております。また、夜間休日の救急外来で、精神科領域で緊急対応が必要と思われる患者については、京都市立病院と京都こころの健康増進センターで連携し、適切な医療の提供を行っております。京都市衛生公害研究所では、感染症の原因となる寄生虫、ウイルスなどの病原微生物検査、血清検査などを行っております。京都市立病院では、第二種感染症指定医療機関の指定を受けており、感染症への高機能な医療を提供するため、両施設は緊密な連携を図っております。京都市立看護短期大学では、看護実践に必要な専門的知識と技術を学ぶため、実習は主に京都市立病院で行っております。また、京都市立看護短期大学の臨時講師として、京都市立病院の医師を派遣し、きめ細やかな指導を行っております。
4	7	1	2	2	カ						隣接する機関との連携について	「隣接する、京都こころの健康増進センター、京都市衛生公害研究所、京都市立看護短期大学などと連携し、本市の高度医療・保健衛生福祉の拠点として整備する」とございますが、隣接するそれぞれの機関とは現在どのような連携が行われているのか、ご教示下さい。	No.3を御参照ください。
5	7	1	2	2	カ						周辺環境との調和	「周辺環境との調和」とは具体的にどのような条件となるのでしょうか。	具体的な条件は、「要求水準書2」に記載している内容全般となります。京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画や市街地型美観形成地区等の趣旨を踏まえ、施設整備による周辺への影響を考慮した計画としてください。
6	7	1	2	2	カ						周辺環境との調和について	「…周辺環境との調和、景観への配慮を考慮した整備…」とございますが、周辺環境の周辺とはどれぐらいの範囲をさすのか、ご教示下さい。	隣接する街区は当然のこと、京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画や市街地型美観形成地区等の立地条件を考慮したうえで提案してください。
7	7	1	2	3	ア						既設本館と新館の近接について	「…既設本館と新館はできるだけ近接させ…」とございますが、両病棟を近接させた場合には、病室等の見合いの問題が発生すると思料致しますが、どのようにお考えなのか、ご教示下さい。	御指摘の問題は認識していますが、限られた敷地での整備計画では要求で求める配置はやむを得ないと考えております。この条件下において、プライバシーの確保や採光等の面でより良い病室環境の実現を目指した、優れた提案を期待しています。
8	8	1	2	3	ウ	イ					「心臓・脳・血管病センター(仮称)」の設置を視野に入れた計画	「心臓・脳・血管病センター(仮称)」の設置を視野に入れた計画とありますが、どのように反映されているのでしょうか。	要求水準書(案)に添付している参考図で、3階に心臓疾患、脳卒中等に対応する手術室、CCU、循環器病棟、脳神経外科病棟を重点的に配置しております。また、血管カテーテル治療も可能となるよう、同フロアに心血管撮影室を配置しております。ここをゾーン認識として「心臓・脳・血管病センター(仮称)」とすることを想定しております。
9	8	1	2	3	ウ	イ					「心臓・脳・血管病センター(仮称)」の設置を視野に入れた計画について	「心臓・脳・血管病センター(仮称)」の設置を視野に入れた計画を行うとございますが、当該計画は既に要求水準書(案)に反映されているとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
10	8	1	2	3	ウ	カ					災害、大規模事故発生時に対応できる機能の強化	災害時における患者多数発生時は、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の患者の受け入れを想定するとありますが、現在想定されている通常時の人数は入院患者・外来患者ともどれぐらいでしょうか。	平成17年9月策定の「京都市立病院整備基本計画」において、次のとおり想定しております。 入院患者数:約475人/日(一般病床540床、病床稼働率88%) 外来患者数:約1200人/日(年間延299,000人、245日稼働)
11	11	1	3	2	ア						業務の基本方針について	各業務に記載されている業務の基本方針は、当該業務が属する病院の部門・部署の基本的な方針と捉えるのでしょうか？ 若しくは、病院の部門・部署における事業者側の当該業務に求められているものと理解するのでしょうか？	病院の部門・部署における事業者側の当該業務に求めているものです。

「要求水準書1 考え方及び全体マネジメント業務」に関する質問回答

No	ページ	該当箇所								別紙	タイトル	質問	回答
		本文											
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	図表				
12	11	1	3	2	エ					事業者が実施する業務	「当該業務区分は、現行病院の業務委託内容を基本としており、業務内容によっては重複が生じる可能性がある。」とありますが、 ①現行病院の業務内容を基本とした意図をご教示いただけますでしょうか。 ②医療事務業務を例として、現行病院及び平成25年4月の開院時点では電子カルテが導入されていると想定されますが、「要求水準書3 病院運営業務 第2その他病院運営業務 1医療事務業務」の業務区分を確認すると、電子化されておらず、カルテ・フィルムにおける業務が記載されています。記載されている意図をご教示いただけますでしょうか。	①既設本館を活用する制約条件があるため、業務内容は、現時点での委託内容を考慮して、要求水準書案の作成を行いました。 ②平成20年度から、新たな病院総合情報システムを導入し、ペーパーレス運用を進めているところですが、同システム導入以前の紙カルテ、X線フィルム類は電子化しておりません。今後、紙カルテ等は減少していくと考えておりますが、完全になくなるものではないため、紙カルテ等に関する記述をしております。	
13	11	1	3	2	エ					事業者が実施する業務について	各業務に記載されている業務区分及び業務内容は、提供する業務の質と経済性の最適化の観点から、事業者側で業務横断的に積極的に再編し(所謂BPR)、提案して良いとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。	
14	12	1	3	3	イ	ア	b			医療の質向上への貢献	「厚生労働省令で定める基準がない業務においては、専門的なノウハウと豊富な業務実績のある業者であること。」とありますが、豊富な業務実績とは公的病院、民間病院、規模、受託金額等の指定はないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
15	13	1	3	3	イ	イ	d			病院に報告する意見や苦情の内容について	病院に速やかに報告する患者さんや来院者から寄せられた意見や苦情の対象は、事業者側の業務及び業務担当者に関する意見や苦情との理解で宜しいでしょうか？	病院職員に対する意見や苦情も対象とします。例えば、医師や看護師に対するクレームを医療事務の担当者が受けることが想定されます。	
16	13	1	3	3	イ	イ	d			意見や苦情を報告する病院の担当部署について	事業者が受けた患者さんや来院者からの意見や苦情を病院に報告する場合は、当該業務の病院担当部署の責任者等に報告するのでしょうか？ 若しくは、病院として一括して事業者からの報告を受け取る部署が定められるのでしょうか？ご教示下さい。	両方のケースを前提としてください。	
17	13	1	3	3	イ	イ	d			意見や苦情を病院に報告する手順について	個別業務の業務担当者等が患者さんや来院者からの意見や苦情を受けた場合、直接当該業務の業務統括責任者から病院に報告するのでしょうか？ 若しくは、一度SPCで取り纏めた後に、SPCから病院に報告するのでしょうか？ どちらが病院として良いとお考えなのかご教示下さい。	重大な事案については、迅速性を確保するため、当該業務統括責任者からの報告も可能としてください。よって両方のケースを前提としてください。	
18	15	1	3	3	イ	カ	b			業務に従事させない場合の疾患について	「伝染性の強い感染症又は感染性疾患等に罹患している者、あるいは罹患している疑いのある者は、業務に従事させないこと。」とございますが、「伝染性の強い感染症又は感染性疾患等」とは、感染症新法における1類～5類感染症及び指定感染症が対象との理解で宜しいでしょうか？	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)における1類～5類感染症及び指定感染症に限定せず、御理解ください。罹患している場合は、原則として従事させないこととしますが、個別の案件については、病院に御相談ください。	
19	15	1	3	3	イ	カ				危機管理計画について	事業者には「危機管理計画」の作成が求められておりますが、現在の病院の危機管理計画及び防災計画、災害対策マニュアル、医療事故対応マニュアル、院内感染対策マニュアルなどの危機管理に関する資料を入札公告時に公表して頂けますでしょうか？	入札公告後、希望者に対してのみ貸与する予定です。	
20	16	1	3	4						総合管理/計画業務について	総合管理/計画に「業務仕様、業務マニュアル等の・業務計画書の作成、管理、更新」とございますが、「業務マニュアル等の・業務計画書」は誤植でしょうか？	誤植ですので、「・業務マニュアル等の業務計画書・」に訂正致します。	
21	16	1	3	4						総合管理/報告業務について	総合管理/報告業務に「報告書(日報、月報、台帳など)の作成・提出」がございますが、個別業務に病院への提出が求められている運営計画書やセルフモニタリング計画書及び業務報告書(日報、月報、年報)等の提出書類は、SPCで取り纏めた後に、病院に一括して提出することが求められているとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。	
22	16	1	3	4						総合管理/業務管理について	総合管理/業務管理に「業務担当者等の業務分担・配置表の作成・提出」がございますが、当該資料の作成・提出は、年一度を基本に変更が生じた都度行うとの理解で宜しいでしょうか？	年1度の提出などの定期的なものは求めませんが、変更があった場合には、その都度、提出いただくものとします。	
23	16	1	3	4						産業医の選定	産業医の選定にあたっては、病院の協力もいただくと理解してよろしいでしょうか。	場合によってはサポートしますが、現状においては、当院の医師は地方公務員であり、職務専念義務があるため、困難であると考えます。	
24	16	1	3	4						産業医の選定について	産業医の選定に当たっては、市立病院の医師にお願い出来るなどのご協力は頂けますでしょうか？	No.23を御参照ください。	
25	16	1	3	4						健康管理計画	「健康管理計画」とは具体的などのような内容でしょうか。	具体的な内容は提案に委ねますが、業務担当者が健康で業務を遂行できるよう、事業者として行う計画です。業務担当者が病欠される状況は、病院としても好ましくないと考えますので、事業者として可能な限り配慮してほしいという考え方で。	

「要求水準書1 考え方及び全体マネジメント業務」に関する質問回答

No	ページ	該当箇所										タイトル	質問	回答
		本文												
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	図表	別紙				
26	16	1	3	4								健康管理計画について	総合管理/労働安全衛生に「健康管理計画の作成」がございますが、「健康管理計画」とはどのような内容の計画を想定されているのか、ご指示下さい。	No.25を御参照ください。
27	16	1	3	4								定期健康診断の実施について	総合管理/労働安全衛生に「定期健康診断の実施」がございますが、事業者側業務担当者の定期健康診断に当たっては、病院のご協力(病院にて有料で健診を実施)は頂けますでしょうか？	当院では労働安全衛生法に定められている定期健康診断は行っておりませんので、想定しておりません。
28	17	1	3	4								共通の費用負担区分	「総合管理 労働安全衛生 健康診断結果の報告」が事業者側に「◎」になっていますが、委託契約においては、病院側に協力企業の業務担当者の健康管理の管理責任がないと考えますが、 ①健康診断結果の報告の目的及び根拠となる法令(条例)等があればご提示いただけますでしょうか。 ②健康診断結果の報告の目的及び根拠となる法令(条例)等がある場合に関して、健康診断結果の報告の事前に各業務担当者単位にて個人情報保護における誓約書等へ記載等の対応は行っていただけますでしょうか。	①目的は、業務担当者が健康であり業務を進める上で問題ないことを病院として確認したいからです。根拠法令は特になく考えます。No.21を御参照ください。 ②個人情報保護法等に基づく必要な対応は致します。ただし、個人を特定した詳細な報告を求めるのではなく、あくまで、業務を遂行するに当たって健康上問題ないことを事業者が把握しており、それを病院が確認できればよいと考えています。
29	18	1	3	5								共通の費用負担区分	当該業務に係る什器備品の調達費用は事業者による負担で、◆の場合は事業者が調達し、本市に所有権を移転する(見積における運営費には含めない項目)とありますが、◆の場合になる具体的な条件をご提示下さい。また、見積に含めないとありますが、発生都度別途請求と考えてよろしいでしょうか。	前段については、所有権を移転させるものは、原則、業務を行う上でのインシヤルコストに関するものを対象にしています。詳細については、個別業務の要求水準書を御参照ください。 後段については、発生都度別途請求ではなく、入札時の見積に含めてください。見積金額の書き方は、今後、入札説明書等において公表します。
30	18	1	3	5								共通の費用負担区分	「当該業務の経費 通信費(固定電話の料金)」に病院側に「一部○」、事業者側に「○」とありますが、 ①病院側の「一部○」の一部とは具体的にどのような通信費が該当するかご指示いただけますでしょうか。 ②事業者側に「○」とありますが、具体的にどのような通信費が該当するかご指示いただけますでしょうか。 ③事業者側に「○」とありますが、業務上必要な電話の使用に関しての通信費は病院側の負担と考えます。費用区分表の再編をご検討いただけますでしょうか。	いずれも、費用負担の基本的な考え方を示したものです。業務ごとの負担区分は、各々の業務の要求水準書を御覧ください。
31	18	1	3	5								共通の費用負担区分	通信費(固定電話の料金)が業務によって病院負担と事業者負担となっているものがあります。その区分について理由等ございましたらご指示願います。	No.30を御参照ください。
32	18	1	3	5								通信費(郵便)について	事業者側業務で発送する病院としての書類や資料等の郵便や宅配に係る費用については、事業者負担ではなく病院の費用負担との理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
33	18	1	3	5								共通の費用負担区分	当該業務の経費において、その他経費で官公庁手数料とありますが、具体的にご提示下さい。	収入印紙、収入証紙などです。
34	18	1	3	5								教育研修費について	病院側が事業者側の業務担当者に対して行う教育研修の費用は事業者負担ですが、事業者が負担すべき費用にはどのようなものが含まれるのか、ご指示下さい。	事業者側の求めにより病院が実施する研修については、講師代、会場費、資料作成費など、研修に係る費用のすべてを事業者負担とします。 病院が実施する、医療知識を高める研修等への出席を求める場合は、研修の出席のために必要となる事業者の業務担当者の時間外勤務手当等の人件費や会場までの交通費などについては、事業者負担とします。
35	19	1	3	6	ア							「いかなる時間帯」について	「…当該業務のいかなる時間帯においても…」とございますが、「いかなる時間帯」とは当該業務の業務提供日の業務提供時間帯を意味するのでしょうか？それとも当該業務の業務提供日・業務提供時間帯に関係なく24時間365日を意味するのでしょうか？ご指示下さい。	当該業務の業務提供日の業務提供時間帯を意味します。

「要求水準書1 考え方及び全体マネジメント業務」に関する質問回答

No	ページ	該当箇所								別紙	タイトル	質問	回答
		本文											
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	図表				
36	19	1	3	6	ウ	ア					業務オフピーク時間帯の主たる要求水準について	「量的・質的に当該業務の主たる要求水準を満たす業務担当者を配置すること。主たる要求水準は、病院と協議して決定する。」とございますが、入札提案に先立ち業務オフピーク時間に事業者側が満たすべき主たる要求水準をご提示頂かないと、求められる要求水準に見合った業務担当者の配置計画を見積もることができません。 従って、業務オフピーク時間に事業者側が満たすべき主たる要求水準を要求水準書で定めて頂けないでしょうか？	要求水準3の個別業務における同様の質問回答を御参照ください。
37	19	1	3	6							業務提供の時間帯について	業務によって「業務ピーク時間帯」が異なることは理解しておりますが、病院側として想定している各業務の「業務ピーク時間帯」及び「業務オフピーク時間帯」をご教示ください。	No.36を御参照ください。
38	21	1	4								業務報告書(日報)の提出時期について	業務報告書のうち、日報は毎日の提出が求められていますが、提出期限は翌日中との理解で宜しいでしょうか？ また、翌日が土・日や祝日等の場合は、休み明けとの理解で宜しいでしょうか？	日報の提出は、基本的には、翌日中で問題ありません。また、翌日が休日の場合は、休み明けの提出で結構です。ただし、事故や重大事象、その他必要と判断されるものは、迅速に報告してください。
39	22	2	1	1							経営上の課題について	京都市立病院が現在有している経営上の課題についてご教示下さい。	地域医療支援病院の早期承認、DPCによる診療報酬請求導入、未収金の削減、請求漏れ及び査定減対策、診療科別及び疾患別収支などの管理会計や各種経営分析データの充実といったことがあります。こうした分野で特に事業者による経営支援を期待しております。
40	22	2	1	2							病院職員の意識改革について	病院職員の意識改革については、本事業の目的としても上げられていますが、パートナーシップに則り事業者側職員が能動的に活躍し、積極的に改善提案を検討し、改善活動を実践するなど様々な取組を通じて病院職員の意識への啓発を行うためには、事業者側の活動を積極的に受容する職員意識や風土が備わっていることが必要と思われ、先ずは市において病院職員に対する意識改革を促す教育・研修が必要なのではないでしょうか？ 事業者が能動的に行う各種改善活動を通じて、職員意識への啓発が可能となる意識改革や組織風土作りについてどのようにお考えなのか、ご教示下さい。	本市においても、SPCの職員に十分に能力を発揮していただくためには、病院側の体制づくりがまず大切であると考えております。このため、従前から、院内に「業務改善委員会」や「サービス向上委員会」をはじめとする各種委員会を設置し、各部署の業務のあり方を議論することで、業務の改善や患者サービスの向上に取り組んでおります。 こうした委員会に、SPCの職員も病院職員と一緒に参加していただき、互いに啓発を行うことを期待しております。また、自治体病院の弱点として、他病院の情報が手に入りやすく、自己評価が不十分という点があると考えております。民間のノウハウを持ったSPCの職員からの厳しい意見を求めています。
41	24	2	2								業務移行について	新館供用開始日とはいつですか。	平成25年4月1日です。
42	25	3		2	ウ	ア					モニタリングについて	個別業務統括業務の一環として、個別業務のセルフモニタリングが求められていますが、セルフモニタリングの量や質、方法等により見積もる事業費総額が変わって参ります。 市が考えられているモニタリング及びセルフモニタリングについての方針、考え方、手段、モニタリング項目等に関し言及されたモニタリング計画書(案)は、入札公告時に公表頂けますでしょうか？	今後、入札説明書等において公表します。
43	26	3		3	ア	ス					PFI定例会議(仮称)	PFI定例会議(仮称)に出席する事業者側メンバーは、提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
44	26	3		3	ア	ス					業務改善会議について	業務改善会議では、事業者側業務のほかに病院側業務に関する改善点も協議されるとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
45	27	3		3	ア	ソ					病院総合情報システムについて	事業者側が病院運営業務及び施設設備維持管理業務を開始する時点、及び全面供用開始時点における病院総合情報システムの概要図(事業者が持ち込むシステムと区分可能なもの)や、各システムの機能や仕様等について、入札公告時に公表して頂けますでしょうか？	将来、どの時点でどのような病院総合情報システムに更新するかは未定ですが、現状の病院総合情報システムと同様機能のシステムを導入するものと考えられます。 現在の病院総合情報システムの基幹システムは、日本電気株式会社製です。主な機能や部門システムの製品名などは、資料1「京都市立病院総合情報システム仕様書」と資料2「システム概要図」を参照してください。
46	27	3		3	ア	ソ					病院総合情報システムの更新について	事業者が持ち込むシステムの病院総合情報システムとの接続費用は事業者負担となっておりますが、本事業の事業期間中における病院総合情報システムの更新時期又は回数をご指定頂かないと、当該業務に係る費用の見積ができません。 つきましては、公平性の観点からも入札条件として事業期間中における病院総合情報システムの更新時期又は回数をご提示頂けませんでしょうか？	現在の病院総合情報システムは、平成20年5月から稼働しています。 事業期間中、2回の更新を予定しております。更新時期など詳細については、現時点では未定です。

「要求水準書1 考え方及び全体マネジメント業務」に関する質問回答

No	ページ	該当箇所								別紙	タイトル	質問	回答
		本文											
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	図表				
47	27	3		3	ア	ソ					病院総合情報システムの稼動状況調査について	「病院が病院総合情報システムを導入・更新する場合には、病院総合情報システムの稼動状況を調査し、事業者の業務遂行上不都合がないことを確認すること。」が求められていますが、導入・更新に当たって業務遂行上不都合がないかの確認のためには、導入・更新しようとする新しいシステムの機能や仕様等について確認させて頂く必要があります。新しいシステムの機能や仕様等についても、病院職員と同様の範囲を必要時に公開して頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	可能な限り開示していくこととします。
48	27	3		3	ア	ソ					業務要求水準(共通事項)	「病院が病院総合情報システムを導入・変更する場合には、病院総合情報システムの稼動状況を調査し、事業者の業務遂行上不都合がないことを確認すること。」とありますが、病院総合情報システム稼動状況の調査を実施するにあたっては、病院側から全面的に協力が得られると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
49	27	3		3	イ	ア					初期対応	初期対応とは、どの範囲まで行うことを指すのでしょうか。現場での状況確認や協力企業への指示など初期動作までを指すと理解してよろしいでしょうか。	現場からの報告を受け、現状の確認、対応の要否の判断、改善行動の最初の指示を行うまでを初期対応とします。現状を確認しただけで何もしない状況では、初期対応とは言えないと考えます。(何らかの対応を行わなくても問題ないという判断がされている場合は除きます。)
50	27	3		3	イ	ア					個別業務の初期対応について	「個別業務に対する病院職員からの是正依頼や調整事項について、初期対応は30分以内に実施すること。」が求められていますが、「初期対応」とは、P2第1.1用語の定義の中の「一次対応」と同義であり、応急的な対処との理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。No.49を御参照ください。
51	27	3		3	イ	ア					個別業務の初期対応の時間について	「個別業務に対する病院職員からの是正依頼や調整事項について、初期対応は30分以内に実施すること。」が求められていますが、「30分以内」という要件は、当該業務の業務提供時間帯であり、24時間365日に求められる要件ではないとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
52	27	3		3	イ	イ					職員満足度	「職員満足度を年2回以上計測」とありますが、計測方法は事業者提案であるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
53	27	3		3	ウ	ア					患者満足度	「患者満足度を年2回以上計測」とありますが、計測方法は事業者提案であるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
54	27	3		3	ウ	ア					患者満足度調査について	病院運営に関する患者満足度を年間2回以上計測することが求められていますが、病院が行う患者満足度調査以外に事業者として2回以上の計測調査が求められているのでしょうか？	御理解のとおりです。
55	27	3		3	ウ	イ					院内イベント	事業者が企画・開催する院内イベントが求められておりますが、現行実施されているイベント内容(種類・時期・規模等)をご教示願えますでしょうか。	院内コンサートは年2回開催しております。イベントは、本館1階医事課窓口前の外来患者の待合スペースを活用し、実施しており、平成19年度の参加者は、それぞれ約200名でした。慰霊祭は2年に1回(冬)を想定しています。現状のイベントの実施回数は上記のとおりですが、民間事業者のノウハウを活用し、多彩なイベントを開催していただき、患者満足度の高いサービスの提供を期待しております。
56	27	3		3	ウ	イ					院内イベント	院内イベントを開催するにあたり、ボランティアの活用は可能でしょうか。	事業者の責任でボランティアを募る場合は可能です。この場合、病院としても必要な協力は致します。
57	27	3		3	ウ	イ					慰霊祭の開催主体について	慰霊祭(1回/2年)を事業者側業務として実施することが求められておりますが、慰霊祭は病院としての主体的業務であり、事業者は従担当が妥当ではないかと史料致しますが、どのようにお考えでしょうか、ご教示下さい。	主催は病院ですので、実務的な業務をお願いしたいと考えています。
58	27	3		3	ウ	イ					慰霊祭について	慰霊祭において慰霊する御霊は、剖検に検体を提供頂いた患者さんが対象でしょうか？若しくは病院でお亡くなりになられた全死亡患者さんが対象となるのでしょうか？ご教示下さい。	剖検の対象となられた患者が対象です。
59	27	3		3	エ	イ					情報保護	「京都市個人情報保護条例」については記載がありますが、「京都市電子計算機処理データ保護管理規程」「京都市情報セキュリティポリシー」についての記載をおこないますか。	要求水準書を修正し、追記します。
60	27	3		3	オ	ア					病院広報	「病院広報戦略については、主体的に立案すること」とありますが、事業者は立案を行うのであって実際の広報実務は市及び病院で実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	全体マネジメント業務では、その戦略立案をお願いいたします。実務は、病院で行うべきものは行いますが、地域連携業務など事業者の業務と関連する業務においては、事業者でお願いすることになります。なお、この場合、入札時点での要求水準書が変更となる場合は、事業契約書に基づき、要求水準書の変更手続きを行います。

「要求水準書1 考え方及び全体マネジメント業務」に関する質問回答

No	ページ	該当箇所									別紙	タイトル	質問	回答
		本文												
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	図表					
61	27	3		3	オ	イ						データ分析	「病院経営に資するためのデータ分析結果の報告」とありますが、データ分析で求められる内容はどのような項目になりますでしょうか。提案に委ねていただくと理解すればよろしいでしょうか。	原則として提案に委ねますが、ベンチマーク分析も含めた分析を求めたいと考えております。
62	27	3		3	オ	イ						病院経営のデータ分析について	病院経営に資するためのデータ分析のためのデータは病院から必要に応じて提供頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	病院側でしか把握していないデータについては、御理解のとおりです。ただし、SPCの委託業務の範囲に係るデータについては、事業者側で収集していただくようにお願いします。
63	27	3		3	オ	イ						病院経営のデータ分析について	病院経営に資するためのデータ分析のためのデータを抽出するための経営管理システムやDWHは、病院総合情報システムとして整備されている。若しくは整備する予定があるとの理解で宜しいでしょうか？	現在の病院総合情報システムには、経営分析システムは導入しておりますが、DWHは導入しておりません。また、今後、DWHを導入したいと考えていますが、導入することが確定しているものではありませんので、DHWがない前提での提案をお願いします。
64	28	3		3	カ	ア						マネジメント業務責任者の配置時間	「マネジメント業務責任者は、平日の定時は常駐配置すること」とありますが、定時とは何時から何時まででしょうか。	8時15分から17時15分までとします。休憩は、12時から13時までの1時間を想定していますが、具体的には提案に委ねます。
65	28	3		3	カ	ア						マネジメント業務責任者について	マネジメント業務責任者は、平日の定時は常駐配置することが求められていますが、「定時」の設定は事業者の提案に委ねられているとの理解で宜しいでしょうか？ 例えば、13時～17時までを定時とし常駐配置することでも要求水準を満たすと考えて宜しいでしょうか？	No.64を御参照ください。
66	28	3		3	カ	エ						経営支援業務を担当するマネジメント担当者について	経営支援業務を担当するマネジメント担当者については、常駐配置は求められていないとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
67	28	3		3	カ	エ オ カ						マネジメント業務担当者	経営支援業務・プロジェクトマネジメント業務の各マネジメント業務担当者は、マネジメント業務責任者のように常駐配置は求められていないと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
68	28	3		3	カ	キ						マネジメント業務担当者の兼任	経営支援業務・プロジェクトマネジメント業務・個別業務統括業務の各マネジメント業務担当者は、それぞれの業務担当との兼任は可能とのことですが、マネジメント業務責任者が各業務担当者を兼任することは可能でしょうか。	マネジメント業務責任者は、各マネジメント業務担当者との兼任は不可とします。
69	29	3		3	カ					参考	各業務担当者の所属等	マネジメント業務責任者や各業務担当者、及び調達担当者の所属(企業等)は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
70	29	3		3	カ					参考	各業務担当者の配置期間	表中の人数は、P.24記載のフェーズ1～3の全ての期間で想定された人数でしょうか。	フェーズ2とフェーズ3を想定した人数です。フェーズ1については、業務内容に応じた配置をお願いします。	
71	29	3		3	ク	ア						全体マネジメント業務計画書の変更について	全体マネジメント業務計画書の内容に変更がある場合は、変更点を速やかに病院に報告することが求められていますが、変更にあたっての規定(ルール)等は特に市から求められておらず、事業者提案に委ねられているとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
72	29	3		3	ク	イ						月報の提出期限について	月報は当該月の最終日から7日以内の提出が求められていますが、7日間には土・日・祝日等の休みは含まれないとの理解で宜しいでしょうか？	土・日・祝日等の休日を含んで7日以内での提出を求めます。
73	29	3		3	ク	イ						業務報告書について	SPCが提出する業務報告書は、全体マネジメント業務に関する業務報告であり、個別業務で求められている業務報告書は含まれていないとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
74	31	3		5						費用負担区分	官公庁手数料	官公庁手数料とはどのような費用を想定されておりますでしょうか。	No.33を御参照ください。	
75	31	3		5								広報物等の郵送料負担について	広報に関わる出版物の印刷等の実費は病院負担とのことですが、当該実費には広報物の郵送が発生した場合の費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
76	31	3		5								備品機材について	事業者が費用負担する「事業者の業務遂行に必要な備品機材」とはどのようなものが該当するのかご教示下さい。	例えば、マネジメント業務担当者と個別業務の統括責任者とのコミュニケーションツール(PHS等)は該当します。